

年金制度を巡る これまでの経緯等について

厚生労働省年金局
平成30年4月4日

平成24年社会保障・税一体改革から 平成26年財政検証までの動き

主な年金制度改正(総括)

制度の創成	昭和17(1942)年	労働者年金保険法の発足 (昭和19(1944)年に厚生年金保険法に改称)
	昭和29(1954)年	厚生年金保険法の全面改正
	昭和36(1961)年	国民年金法の全面施行(国民皆年金)
制度の充実	昭和40(1965)年	1万円年金
	昭和44(1969)年	2万円年金
	昭和48(1973)年	5万円年金、物価スライド制の導入、標準報酬の再評価等
高齢化への 対応	昭和60(1985)年	基礎年金の導入、給付水準の適正化等
	平成2(1990)年	被用者年金制度間の費用負担調整事業の開始
	平成6(1994)年	厚生年金(定額部分)支給開始年齢の引上げ等
	平成9(1997)年	三共済(JR共済・JT共済・NTT共済)を厚生年金に統合
	平成12(2000)年	厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢引上げ、裁定後の年金額の改定方法の見直し(物価スライドのみ)等
	平成14(2002)年	農林共済を厚生年金に統合
	平成16(2004)年	上限を固定した上での保険料率の段階的引上げ、マクロ経済スライドの導入、基礎年金の国庫負担割合の引上げの法定化等
	平成21(2009)年	臨時的な財源を用いた基礎年金国庫負担割合2分の1の実現
	平成24(2012)年	消費税収を財源とした基礎年金国庫負担割合2分の1の恒久化、特例水準の解消、被用者年金制度の一元化、厚生年金の適用拡大、年金の受給資格期間短縮、低所得・低年金高齢者等に対する福祉的な給付等
	平成28(2016)年	マクロ経済スライドの見直し(未調整部分の繰越し)、賃金・物価スライドの見直し(賃金変動に合わせた改定の徹底) 等

社会保障・税一体改革関連法成立(平成24年)までの経緯

社会保障・税一体改革大綱

(平成24年2月17日閣議決定)

○「法案を提出する」または「法案提出を検討する」とされた事項

- ・基礎年金国庫負担2分の1の恒久化
- ・年金額の特例水準の解消
- ・低所得者等の年金加算
- ・高所得者の年金額の調整
- ・受給資格期間の短縮
- ・産休期間中の保険料免除
- ・遺族基礎年金の父子家庭への拡大
- ・短時間労働者への厚生年金適用拡大
- ・被用者年金の一元化

○「引き続き検討する」とされた事項

- ・第3号被保険者制度の見直し
- ・マクロ経済スライドの検討
- ・在職老齢年金の見直し
- ・標準報酬上限の見直し
- ・支給開始年齢引き上げ

提出

国年法等改正法案(平成24年2月10日提出)

- ・交付国債の発行による平成24年度の基礎年金国庫負担2分の1
- ・年金額の特例水準の解消

案中修正

議員修正

提出

年金機能強化法案(平成24年3月30日提出)

- ・低所得者等の年金額の加算
- ・高所得者の年金額の調整
- ・交付国債の償還

削除

代替措置

一部修正

提出

被用者年金一元化法案(平成24年4月13日提出)

- ・厚生年金と共済年金の一元化

成立した法律

国年法等改正法成立(平成24年11月16日)

- ・年金特例公債(つなぎ国債)による平成24・25年度の基礎年金国庫負担2分の1
- ・年金額の特例水準の解消

年金生活者給付金法成立(平成24年11月16日)

- ・低所得高齢者・障害者等への福祉的給付

年金機能強化法成立(平成24年8月10日)

- ・基礎年金国庫負担2分の1の恒久化
- ・受給資格期間の短縮(25年→10年)
- ・産休期間中の社会保険料免除
- ・遺族基礎年金の父子家庭への拡大
- ・短時間労働者への厚生年金適用拡大

被用者年金一元化法成立(平成24年8月10日)

○ 年金機能強化法附則に記載の検討事項

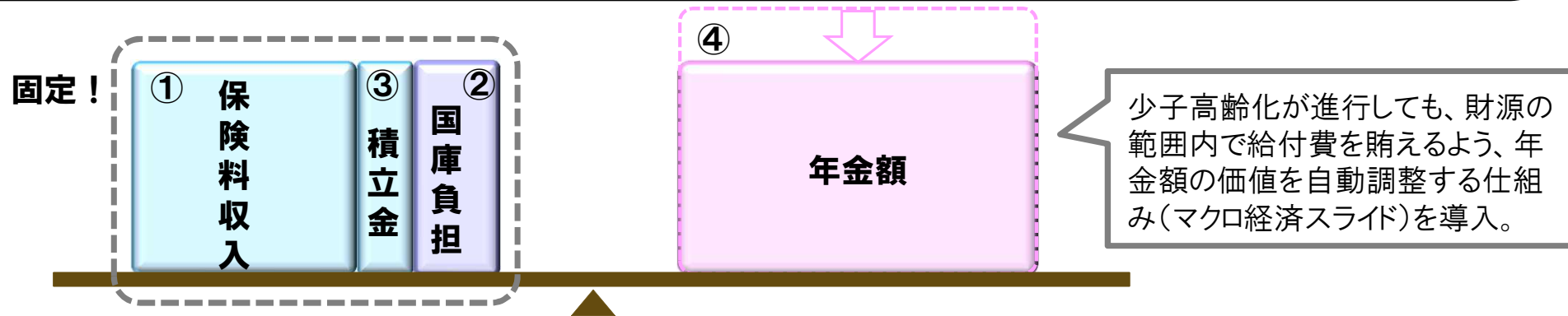
- ・高所得者の年金額の調整
- ・国年1号被保険者の出産前後の保険料免除

○ 一体改革大綱記載の検討事項

- ・第3号被保険者制度の見直し
- ・マクロ経済スライドの検討
- ・在職老齢年金の見直し
- ・標準報酬上限の見直し
- ・支給開始年齢引き上げ

平成16年改正による年金制度における長期的な財政の枠組み

- 平成16年の制度改正で、今後、更に急速に進行する少子高齢化を見据えて、将来にわたって、制度を持続的で安心できるものとするための年金財政のフレームワークを導入。
- 保険料の引上げが終了したことで、基礎年金国庫負担の2分の1への引上げと合わせ、収入面では、財政フレームは完成をみている。



① 上限を固定した上での保険料の引上げ

平成29(2017)年度以降の保険料水準の固定。(保険料水準は、引上げ過程も含めて法律に明記)

・厚生年金 : 18.3%(労使折半)(平成16年10月から毎年0.354%引上げ)

・国民年金 : 16,900円※平成16年度価格(平成17年4月から毎年280円引上げ) ※現在の国民年金保険料: 16,340円(平成30年4月～)

② 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

平成21年度以降、基礎年金給付費に対する国庫負担割合を2分の1とする。

平成24年「社会保障・税一体改革」により消費税財源確保。

③ 積立金の活用

概ね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとして、積立金を活用し後世代の給付に充てる。

平成24年年金額の特例水準の解消(法改正)により、マクロ経済スライドが機能する前提条件を整備。

④ 財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入

現役世代の人口減少とともに年金の給付水準を調整。標準的な年金の給付水準について、今後の少子高齢化の中でも、年金を受給し始める時点で、現役サラリーマン世帯の平均所得の50%を上回る。

※標準的な厚生年金の所得代替率: 62.7%(平成26年度) ⇒ 50.6%~51.0%(平成55~56年度) <平成26年財政検証・ケースA~E>

社会保障・税一体改革関連法成立後、社会保障制度改革国民会議報告書 (平成25年8月6日)で取り上げられた課題

1 マクロ経済スライドの見直し

- デフレ経済からの脱却を果たした後においても、実際の物価や賃金の変動度合いによっては、マクロ経済スライドによる調整が十分に機能しないことが短期的に生じ得る。他方で、早期に年金水準の調整を進めた方が、将来の受給者の給付水準は相対的に高く維持。
- 仮に、将来再びデフレの状況が生じたとしても、年金水準の調整を計画的に進める観点から、マクロ経済スライドの在り方について検討を行うことが必要。
- 基礎年金の調整期間が長期化し水準が低下する懸念に対し、基礎年金と報酬比例部分のバランスに関する検討や、公的年金の給付水準の調整を補う私的年金での対応への支援も合わせた検討が求められる。

2 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大

- 被用者保険の適用拡大を進めていくことは、制度体系の選択の如何にかかわらず必要。適用拡大の努力を重ねることは三党の協議の中でも共有されており、適用拡大の検討を引き続き継続していくことが重要。

3 高齢期の就労と年金受給の在り方

- 2009年の財政検証で年金制度の持続可能性が確認。また、2025年までかけて厚生年金の支給開始年齢を引き上げている途上。直ちに具体的な見直しを行う環境にはなく、中長期的な課題。
- この際には、雇用との接続や他の社会保障制度との整合性など、幅広い観点からの検討が必要となることから、検討作業については速やかに開始しておく必要。
- 高齢化の進行や平均寿命の伸長に伴って、就労期間を伸ばし、より長く保険料を拠出してもらうことを通じて年金水準の確保を図る改革が、多くの先進諸国で実施。日本の将来を展望しても、65歳平均余命は更に4年程度伸長し、高齢者の労働力率の上昇も必要。
- 2004年改革によって、将来の保険料率を固定し、固定された保険料率による資金投入額に給付総額が規定されているため、支給開始年齢を変えても、長期的な年金給付総額は変わらない。
- したがって、今後、支給開始年齢の問題は、年金財政上の観点というよりは、一人一人の人生や社会全体の就労と非就労(引退)のバランスの問題として検討されるべき。生涯現役社会の実現を展望しつつ、高齢者の働き方と年金受給との組合せについて、他の先進諸国で取り組まれている改革のねらいや具体的な内容も考慮して議論を進めていくことが必要。

4 高所得者の年金給付の見直し

- 世代内の再分配機能を強化する検討については、年金制度だけではなく、税制での対応、各種社会保障制度における保険料負担、自己負担や標準報酬上限の在り方など、様々な方法を検討すべき。また、公的年金等控除を始めとした年金課税の在り方について見直しを行っていくべき。

社会保障制度改革プログラム法(平成25年12月13日公布)に掲げられた検討課題

(公的年金制度)

第六条 (略)

2 政府は、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 一 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)及び厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の調整率に基づく年金の額の改定の仕組みの在り方
- 二 短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲の拡大
- 三 高齢期における職業生活の多様性に応じ、一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方
- 四 高所得者の年金給付の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し

↑
長期的な持続可能性を強固にし、セーフティネット機能を強化する観点から社会保障制度改革国民会議報告書で取り上げられた4つの課題が規定された

平成26年財政検証結果(所得代替率の将来見通し)

労働市場への参加が進み、経済が持続的に成長するケースでは、所得代替率50%を確保

※人口推計が中位の場合(2060年の仮定:出生率1.35、平均寿命男84.2歳、女90.9歳)

所得代替率

高成長ケース

低成長ケース

高
55%
50%
45%
40%
低

経済前提

給付水準調整終了後の
標準的な厚生年金の
所得代替率

給付水準調整の
終了年度

ケースC	51.0%	(平成55(2043)年度)	{基礎:26.0%(2043)、比例:25.0%(2018)}
ケースB	50.9%	(平成55(2043)年度)	{基礎:25.8%(2043)、比例:25.1%(2017)}
ケースA	50.9%	(平成56(2044)年度)	{基礎:25.6%(2044)、比例:25.3%(2017)}
ケースD	50.8%	(平成55(2043)年度)	{基礎:26.0%(2043)、比例:24.8%(2019)}
ケースE	50.6%	(平成55(2043)年度)	{基礎:26.0%(2043)、比例:24.5%(2020)}

↑ 労働市場への参加が進むケース (内閣府試算の経済再生ケースに相当)

↓ 労働市場への参加が進まないケース (内閣府試算の参考ケースに相当)

ケースF	50.0%	(平成52(2040)年度)	
←----- (※)	45.7%	(平成62(2050)年度)	{基礎:22.6%(2050)、比例:23.0%(2027)}

ケースG	50.0%	(平成50(2038)年度)	
←----- (※)	42.0%	(平成70(2058)年度)	{基礎:20.1%(2058)、比例:21.9%(2031)}

ケースH	50.0%	(平成48(2036)年度)	注:機械的に基礎、比例ともに給付水準調整を続けた場合
------	-------	----------------	----------------------------

(※)機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2055年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行。
その後、保険料と国庫負担で賄うことのできる給付水準は、所得代替率35%~37%程度。

実質経済
成長率

2024年度以降
20~30年

0.9%

1.1%

1.4%

0.6%

0.4%

0.1%

▲0.2%

▲0.4%

※ 所得代替率50%を下回る場合は、50%で給付水準調整を終了し、給付及び負担の在り方について検討を行うこととされているが、仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合の数値。

平成26年財政検証の結果について

< 経済:ケースE 人口:中位 >

○ マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で平成55年度』、『厚生年金で平成32年度』で終了し、それ以後、『所得代替率50.6%』が維持される。

【経済(ケースE)】

- ・物価上昇率 1.2%
- ・賃金上昇率(実質<対物価>) 1.3%
- ・運用利回り(実質<対物価>) 3.0%
- (参考)経済成長率(実質<対物価>) 0.4%

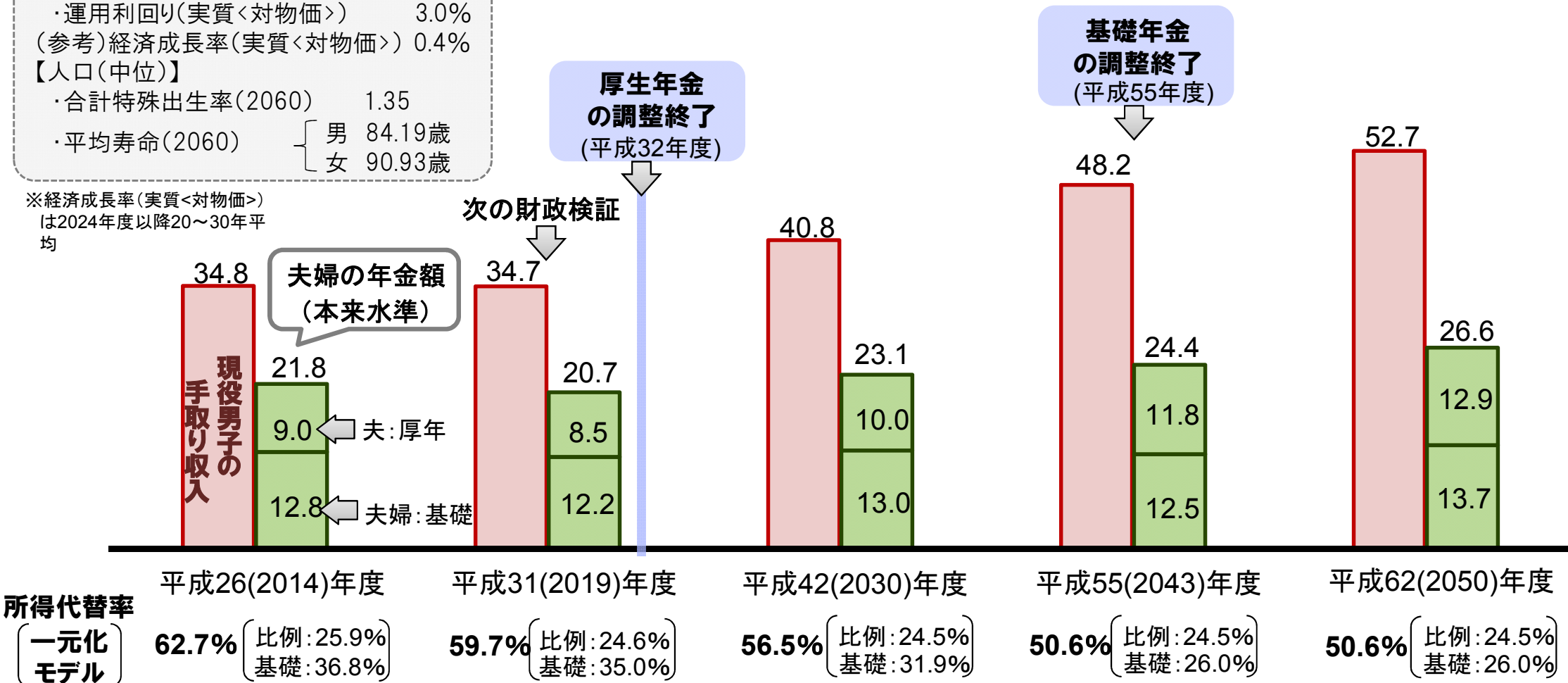
【人口(中位)】

- ・合計特殊出生率(2060) 1.35
- ・平均寿命(2060)
 - 男 84.19歳
 - 女 90.93歳

※経済成長率(実質<対物価>)は2024年度以降20~30年平均

単位:万円(月額)

※ 物価で平成26年度に割り戻した額



※ 既裁定者の年金額は物価で改定されるが、通常は物価上昇率<賃金上昇率となるため、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていく。

平成26年財政検証結果(オプション試算)

社会保障制度改革国民会議の報告書やプログラム法において提示された課題の検討に資するため、一定の制度改革を仮定したオプション試算を実施。

※ 国民会議の報告書において「年金制度の課題の検討に資する検証作業を行うべき」とされた。

オプションⅠ …マクロ経済スライドの仕組みの見直し

- 物価・賃金の伸びが低い場合でもマクロ経済スライドによる調整がフルに発動されるような仕組みとした場合、現行の仕組みでは発動が不十分となる低成長ケースにおいて、所得代替率への改善効果大きい。

(実質成長率)	所得代替率(給付水準調整終了年度)	所得代替率の変化
ケースC (0.9%)	50. 8%(2043) ⇒ 51. 2%(2043)	+0. 4%
ケースE (0.4%)	50. 2%(2044) ⇒ 51. 0%(2042)	+0. 8%
ケースG (▲0.2%)	39. 5%(2072) ⇒ 44. 5%(2050)	+5. 0%
ケースH (▲0.4%)	調整できず ⇒ 41. 9%(2054)	—

注1:経済前提は、景気の波による変動を仮定したもの。
2:実質経済成長率は、2024年度以降20～30年の平均

オプションⅡ …被用者保険の更なる適用拡大

適用拡大①(220万人ベース) ； 所定労働時間週20時間以上の短時間労働者へ適用拡大（非適用事業所は対象外）
適用拡大②(1,200万人ベース)； 一定の賃金収入(月5.8万円以上)がある全ての被用者へ適用拡大

- 被用者保険の更なる適用拡大を進めた場合、国民年金(基礎年金)の財政が改善し所得代替率は上昇。特に、1200万人ベースで適用拡大を進めた場合、所得代替率は大幅に(4～7%)上昇。

(実質成長率)	所得代替率(給付水準調整終了年度)			所得代替率の変化	
	拡大前	適用拡大①	適用拡大②	適用拡大①	適用拡大②
ケースC (0.9%)	51. 0%(2043) ⇒	51. 5%(2042)	57. 3%(2032)	+0. 5%	+6. 3%
ケースE (0.4%)	50. 6%(2043) ⇒	51. 1%(2042)	57. 5%(2029)	+0. 5%	+6. 9%
ケースG (▲0.2%)	42. 0%(2058) ⇒	42. 5%(2056)	47. 1%(2046)	+0. 5%	+5. 1%
ケースH (▲0.4%)	41. 9%(2054) ⇒	42. 2%(2054)	45. 8%(2047)	+0. 3%	+3. 9%

注1:ケースHは、景気の波による変動を仮定した上で、マクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みとした場合。
2:実質経済成長率は、2024年度以降20～30年の平均

オプションⅢ ……保険料拠出期間と受給開始年齢の選択制

- 高齢期の就労による保険料拠出がより年金額に反映するよう以下の制度改革を仮定した場合、保険料の拠出期間の延長(40年⇒45年)等により、所得代替率は6%程度上昇。(おおむね45／40上昇。)
- (1) 基礎年金の納付年数の上限を現行の40年から45年に延長し、延長に併せて基礎年金が増額する仕組みに変更。
- (2) 65歳以上の在職老齢年金を廃止。

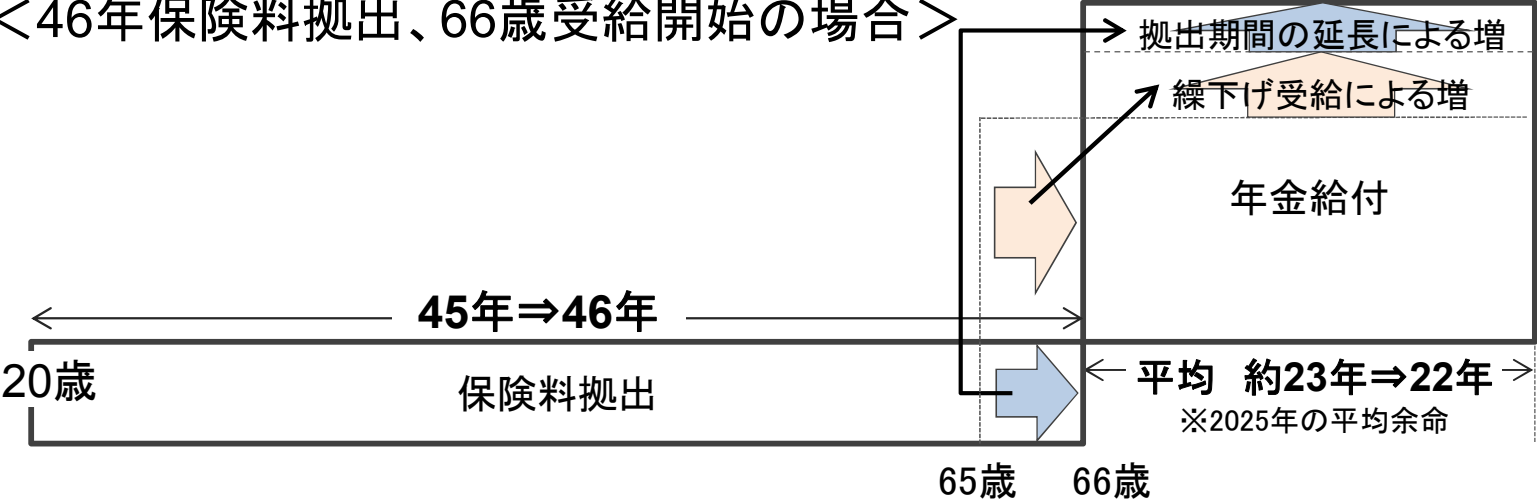
(実質成長率)	所得代替率(給付水準調整終了年度) 40年拠出モデル ⇒ 45年拠出モデル	所得代替率の変化
ケースC (0.9%)	51. 0%(2043) ⇒ 57. 6%(2042)	+6. 6%
ケースE (0.4%)	50. 6%(2043) ⇒ 57. 1%(2042)	+6. 5%
ケースG (▲0.2%)	42. 0%(2058) ⇒ 48. 4%(2053)	+6. 4%
ケースH (▲0.4%)	41. 9%(2057) ⇒ 47. 9%(2051)	+6. 0%

注1: ケースHは、景気の波による変動を仮定した上で、マクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みとした場合。

2: 実質経済成長率は、2024年度以降20～30年の平均

- 65歳を超えて就労し保険料を拠出した者が、受給開始年齢の繰下げを選択した場合、さらに給付水準は上昇。最も低成長のケースHでも、マクロ経済スライドをフルに発動する仕組みとした上で、66歳に繰り下げると所得代替率は50%を超える。

<46年保険料拠出、66歳受給開始の場合>



	所得代替率
ケースC	57. 6% ⇒ 63. 1%
ケースE	57. 1% ⇒ 62. 6%
ケースG	48. 4% ⇒ 53. 1%
ケースH	47. 9% ⇒ 52. 5%

注: ケースHは、景気の波による変動を仮定した上で、マクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みとした場合。

平成26年財政検証結果、オプション試算結果の総括

今回の財政検証を行うに当たっての基本的なスタンス

幅の広い経済前提を設定し、どのような経済状況の下ではどのような年金財政の姿になるのかを幅広く示すことで、何が年金制度にとって重要なファクターなのか、持続可能性や年金水準確保のためにどのような対応があり得るかなど、様々な議論のベースとなるものを提示



日本経済の再生と労働市場参加の促進が進めば、今の年金制度の下で、将来的に所得代替率50%の給付水準を確保できることが確認

日本経済の再生を軌道に乗せるとともに、成長に必要な労働力を確保すべく、女性や高齢者が安心して働ける環境整備を進め労働参加の促進を実現することが、年金制度の持続可能性を高める意味でも、給付水準の確保を図る意味でも重要

一方で、経済再生ケース(ケースA～E)においても、基礎年金のマクロスライド調整に30年近く要し、基礎年金の水準が相対的に大きな低下となる問題、低成長ケース(ケースF～H)では年金財政均衡のためには所得代替率は50%を割り込むこととなることなど課題は存在

今回初めて実施したオプション試算結果から、3つのオプションいずれもが制度の持続可能性を高め、給付水準を確保する上で、プラスの効果を持つことを確認

平成28年年金改革法とその施行状況

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第114号)の概要

公的年金制度について、制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準の確保等を図るため、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく社会経済情勢の変化に対応した保障機能の強化、より安全で効率的な年金積立金の管理及び運用のための年金積立金管理運用独立行政法人の組織等の見直し等の所要の措置を講ずる。

概要

1. 短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進(平成29年4月施行)

500人以下の企業も、労使の合意に基づき、企業単位で短時間労働者への適用拡大を可能とする。

(国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とする。)

※平成28年10月から、501人以上の企業等で働く短時間労働者への適用拡大を開始している。

2. 国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料の免除(平成31年4月施行)

次世代育成支援のため、国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料を免除し、免除期間は満額の基礎年金を保障。この財源として、国民年金保険料を月額100円程度引上げ。

3. 年金額の改定ルールの見直し((1)は平成30年4月、(2)は平成33年4月施行)

公的年金制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するため、年金額の改定に際して、以下の措置を講じる。

(1) マクロ経済スライドについて、年金の名目額が前年度を下回らない措置を維持しつつ、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を含めて調整。

(2) 賃金変動が物価変動を下回る場合に賃金変動に合わせて年金額を改定する考え方を徹底。

4. 年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)の組織等の見直し(平成29年10月(一部平成29年3月)施行)

合議制の経営委員会を設け、基本ポートフォリオ等の重要な方針に係る意思決定を行うとともに、執行機関の業務執行に対する監督を行うほか、年金積立金の運用に関し、リスク管理の方法の多様化など運用方法を追加する措置を講ずる。

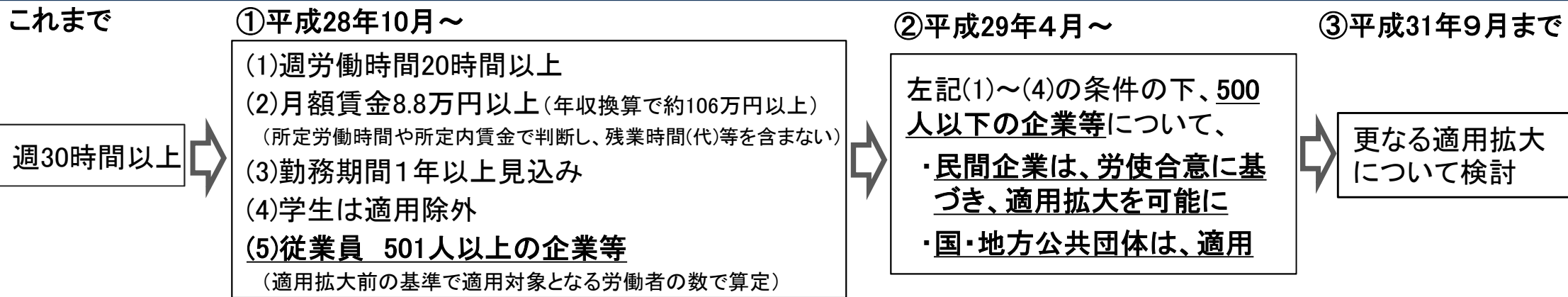
5. 日本年金機構の国庫納付規定の整備(平成28年12月27日施行)

日本年金機構に不要財産が生じた場合における国庫納付に係る規定を設ける。

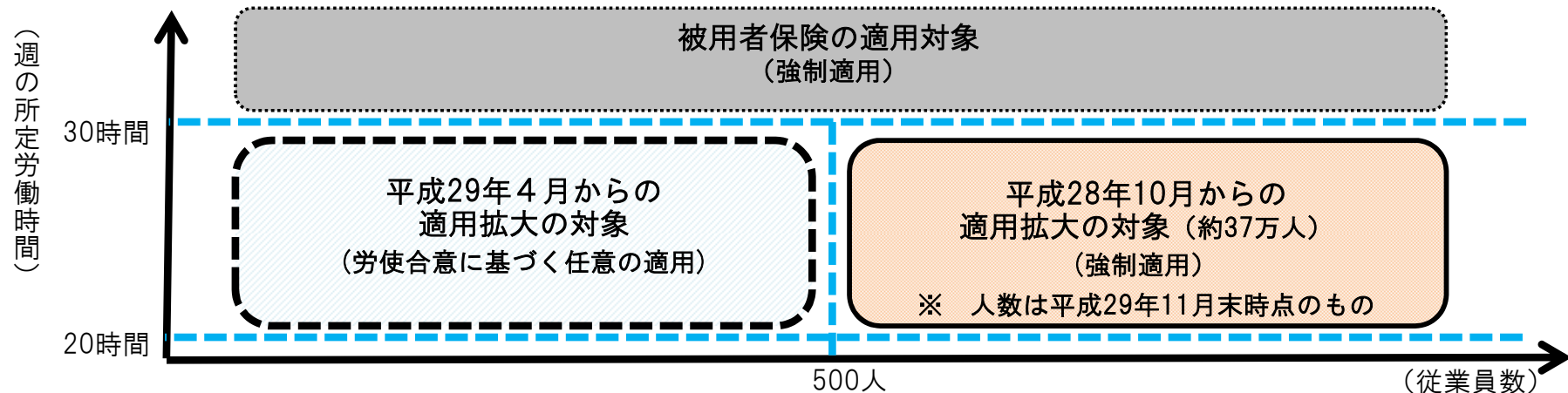
短時間労働者への被用者保険の適用拡大

働きたい人が働きやすい環境を整えるとともに、短時間労働者について、年金等の保障を厚くする観点から、被用者保険（年金・医療）の適用拡大を進めていくことが重要。

- ①（平成28年10月～）501人以上の企業で、月収8.8万円以上等の要件を満たす短時間労働者に適用拡大。
- ②（平成29年4月～）、500人以下の企業で、労使の合意に基づき、企業単位で、短時間労働者への適用拡大を可能とする。（国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とする）
- ③（平成31年9月までに）更なる適用拡大について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を実施。



＜被用者保険の適用拡大のイメージ＞



※ 就業調整を防ぎ、被用者保険の適用拡大を円滑に進める観点から、短時間労働者の賃金の引上げ及び労働時間の延長を行う事業主に対し、取組への一時的な支援を実施。（雇用保険二事業のキャリアアップ助成金の活用）

被用者保険の適用拡大の実施状況

- ① **501人以上の企業(特定適用事業所)で、一定要件※を満たす短時間労働者に適用拡大。**(平成28年10月～)
 - ② **500人以下の企業で、労使の合意に基づく申出により、短時間労働者への適用拡大を実施。**(平成29年4月～)
(国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とする。)
- ※(1)週労働時間20時間以上、(2)月額賃金8.8万円以上、(3)勤務期間1年以上の見込み、(4)学生でないこと の4要件

○501人以上の企業における短時間労働者の適用拡大(平成28年10月～)

【これまでの取組】

- ① 平成28年10月13日～11月10日にかけて、年金事務所において把握した特定適用事業所の情報をもとに、短時間労働者の資格取得届の提出がない特定適用事業所に対して電話による届出勧奨を実施。
- ② 平成28年3月末までに、電話勧奨により短時間労働者の雇用ありと回答があったにも関わらず、短時間被保険者の届出がない特定適用事業所に対して、事業所調査を実施。

【今後の予定】

- ③ ②により事業所調査を行った以外の特定適用事業所についても、平成30年9月までには、全事業所の調査を実施予定。

特定適用事業所数	29,995事業所
適用となった被保険者数	367,794人

(平成29年11月末時点)

○500人以下の企業における短時間労働者の適用拡大(平成29年4月～)

【これまでの取組】

500人以下の企業における短時間労働者の適用拡大については、労使合意に基づき、事業主の申出があつて適用となるため、次の周知広報を行い、制度利用を促進。

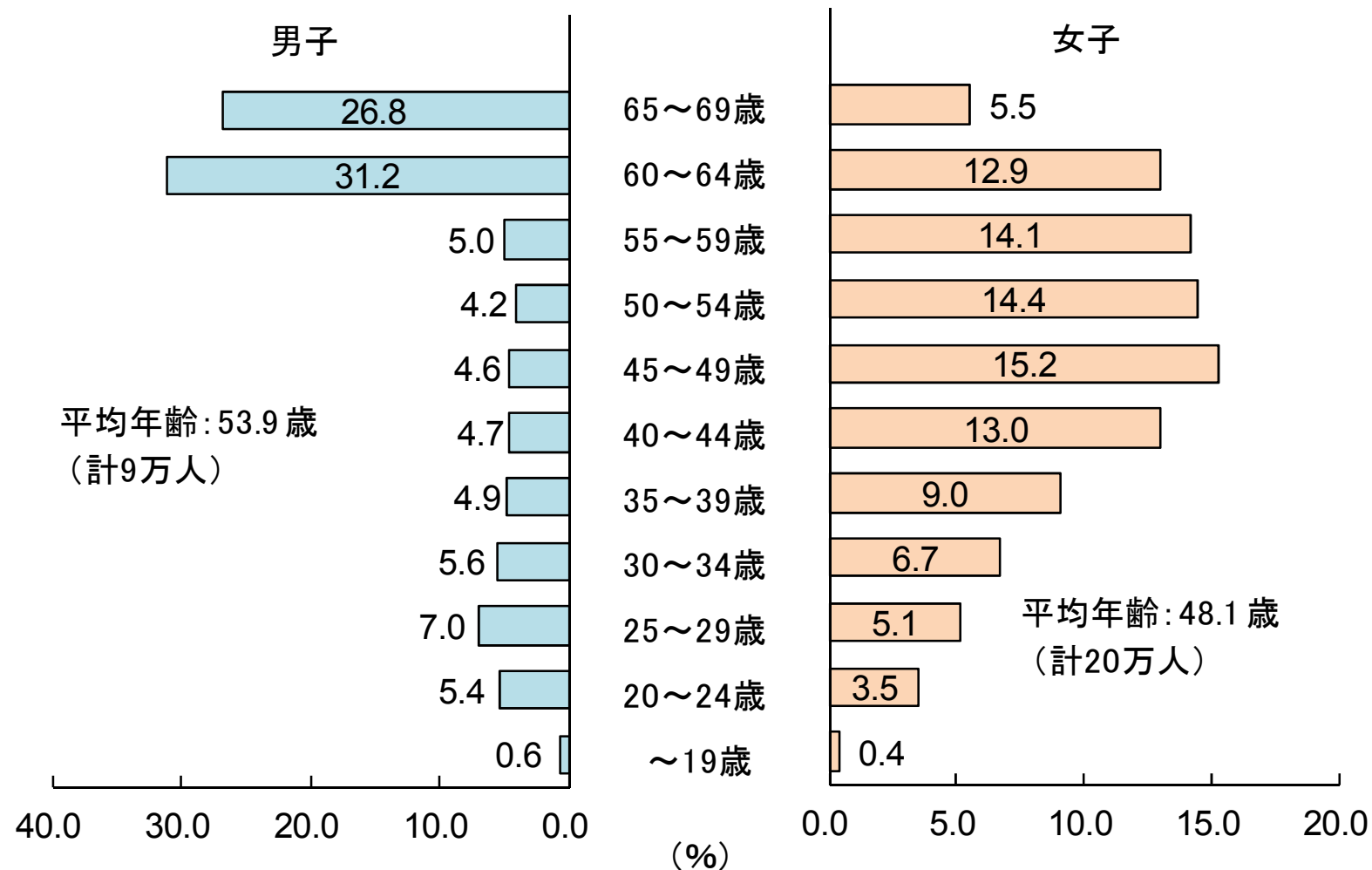
- ① 平成29年2月に、全ての適用事業所に対して、事業主向け制度周知のリーフレットを送付。
- ② 平成29年3月に、労使合意の手続等について示した「労使合意に基づく適用拡大Q&A集」の公表、厚生労働省HP及び日本年金機構HPの適用拡大の専用ページを更新。また、全ての適用事業所に対して、一般の方向けの制度周知のリーフレットを送付。
- ③ 平成29年5月～6月に、全国312年金事務所で事業主向けに開催する算定基礎説明会の際に制度周知を実施。
- ④ 平成30年1月に、全国312年金事務所に、制度周知のポスターを掲示。

任意特定適用事業所数	2,037事業所
適用となった被保険者数	2,976人

(平成29年11月末時点)

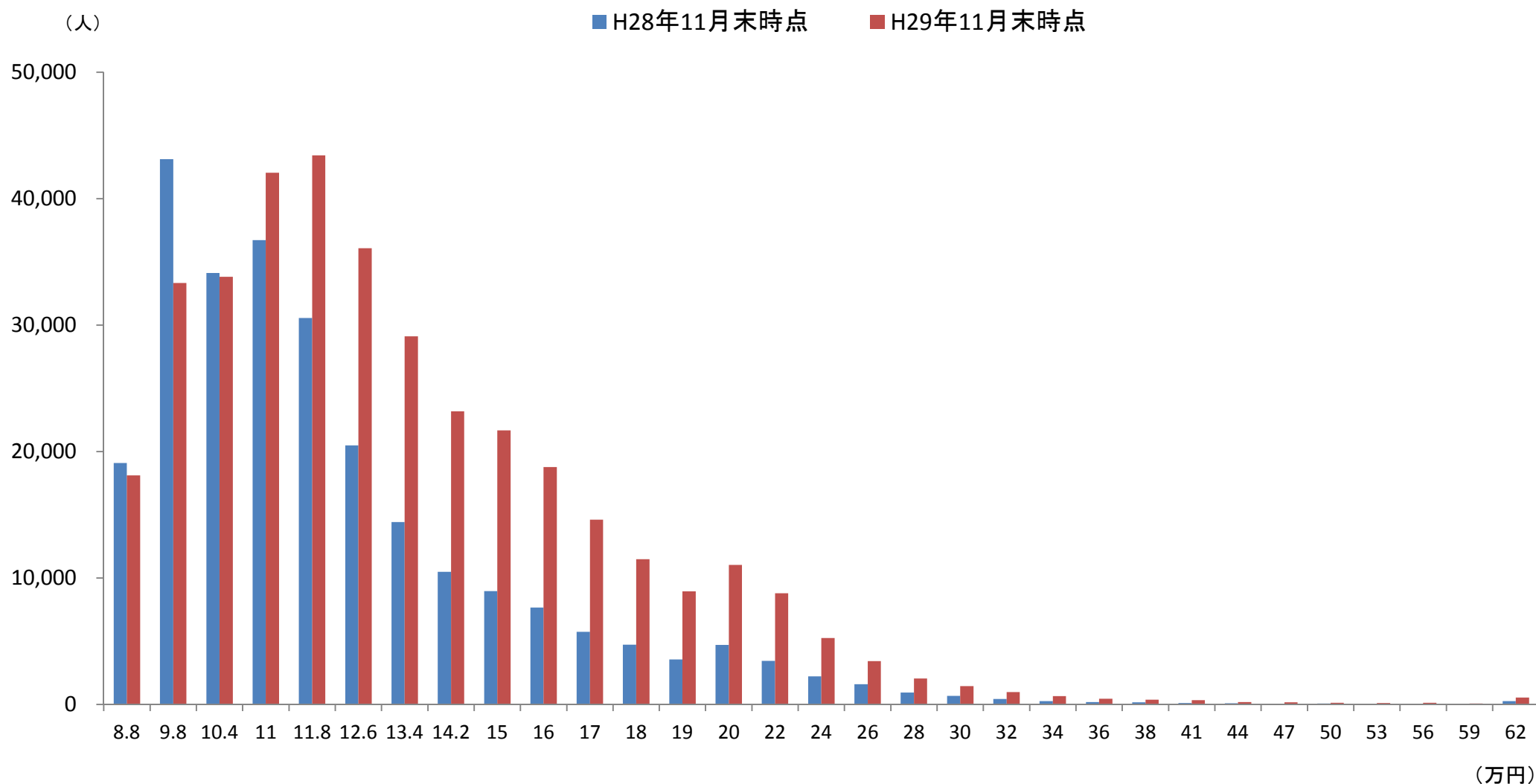
短時間被保険者の性別・年齢階層別分布

- 平成28年度末現在の短時間被保険者の年齢構成は、男子は60歳台の割合が他の年齢階級と比較して高くなっており、女子は45～49歳の割合が最も高くなっている。



短時間被保険者の標準報酬月額別分布

- 施行直後とその1年後について、短時間被保険者の標準報酬月額分布をみると 標準報酬月額10.4万円以下の短時間被保険者が減少する一方で、11.0万円以上の短時間被保険者は増加している。

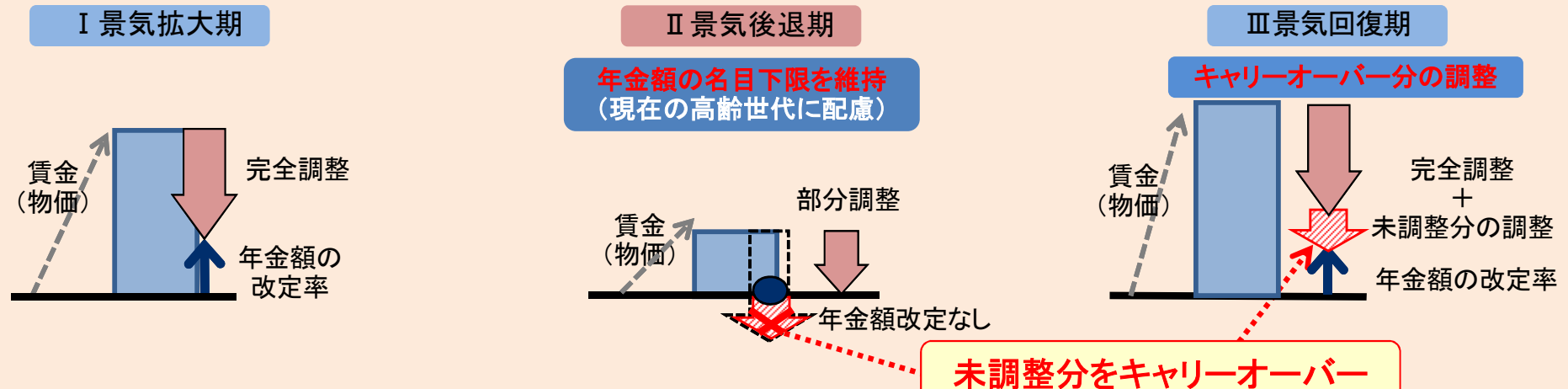


年金額の改定ルールの見直し

- 制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するため、年金額改定に際し以下の措置を講じる。
- ① マクロ経済スライドについて、現在の高齢世代に配慮しつつ、できる限り早期に調整する観点から、名目下限措置を維持し、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を調整。【平成30年4月施行】
- ② 賃金・物価スライドについて、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、賃金変動が物価変動を下回る場合には賃金変動に合わせて改定する考え方を徹底。【平成33年4月施行】

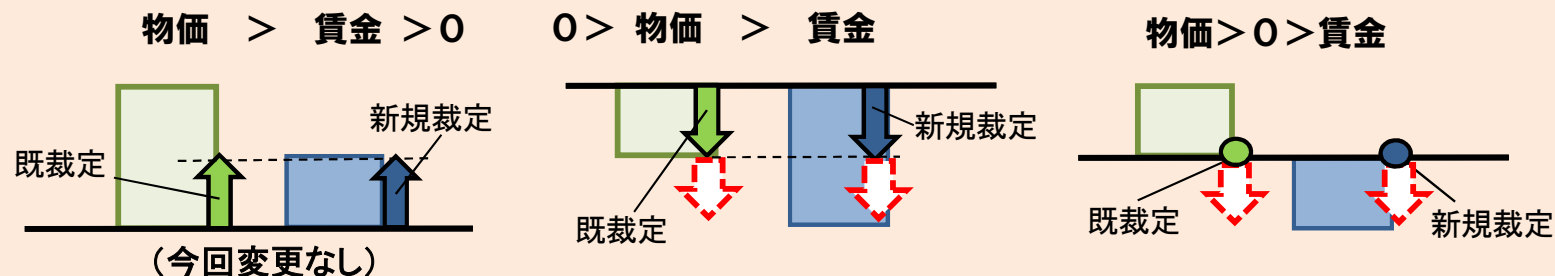
① マクロ経済スライドによる調整のルールの見直し（少子化、平均寿命の伸びなど長期的な構造変化に対応）

景気回復局面においてキャリアオーバー分を早期に調整（高齢者の年金の名目下限は維持）



② 賃金・物価スライドの見直し（賃金・物価動向など短期的な経済動向の変化に対応）

年金は世代間の仕送りであることから、現役世代の負担能力が低下しているときは、賃金変動に合わせて改定



**↓ を年金額
改定に反映**

平成30年度の年金額改定

- 毎年の年金額は、賃金・物価改定率(1)から、マクロ経済スライド調整率(2)を差し引いた改定率により決定する。
※ ただしマクロ経済スライド調整率は、賃金・物価改定率がプラスの時のみ発動
- 平成30年度の年金額改定率は、0.0%となる。(マクロ経済スライドによる調整は行われない)
- マクロ経済スライドの未調整分は翌年度以降にキャリーオーバーされる。

(1) 賃金改定率と物価改定率の丈比べ

(数値は平成30年度のもの)

前年の消費者物価指数(CPI)の変動率

【0.5%】(29年)

物価改定率

【0.5%】

2～4年度前(3年度平均)の実質賃金変動率

× 【▲0.7%】(26～28年度平均実績値)

前年の消費者物価指数(CPI)の変動率

× 【0.5%】(29年)

可処分所得割合変化率(▲0.2%)(平成32年度まで)

賃金改定率

(名目手取り賃金変動率)

【▲0.4%】

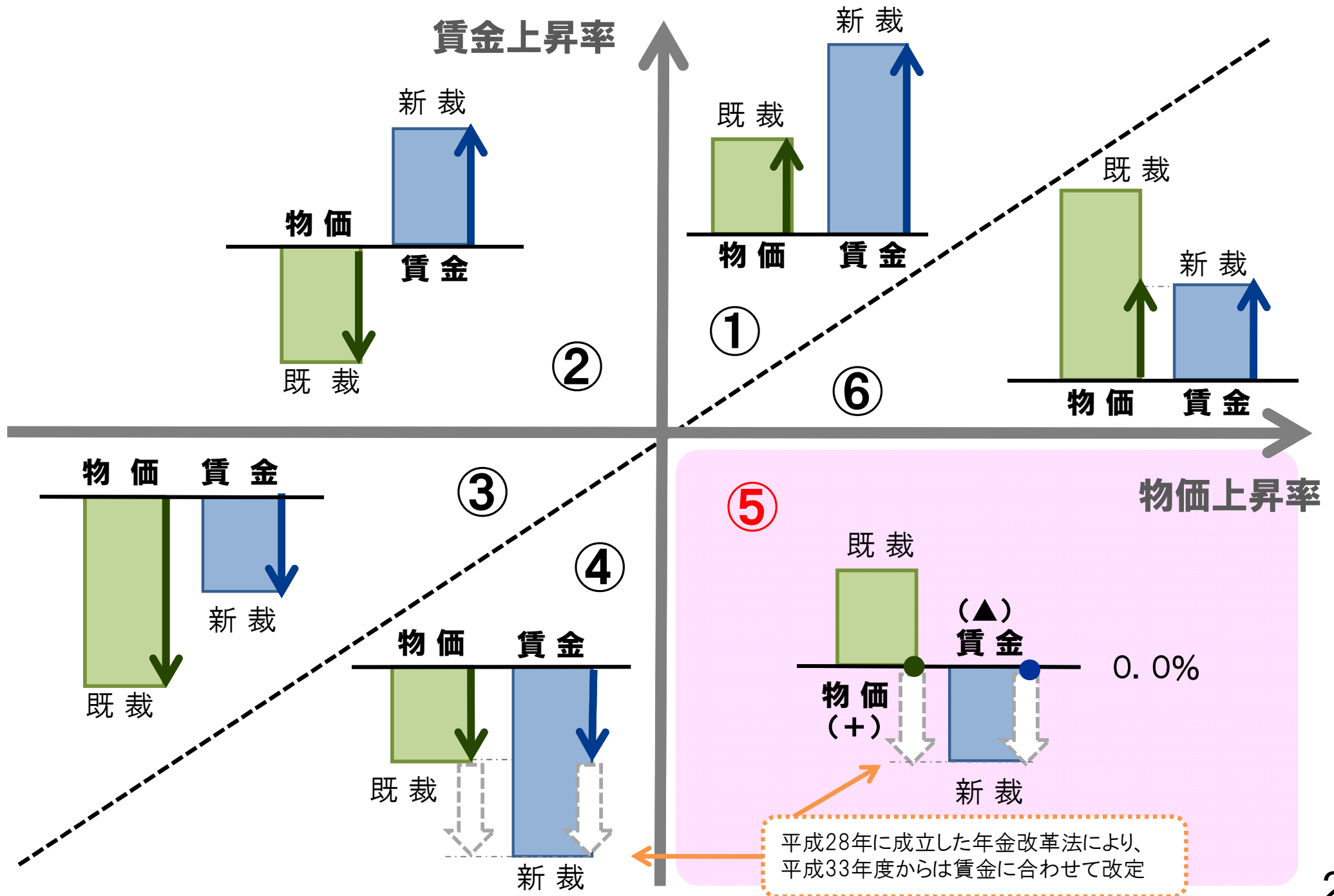
2つの改定率
を丈比べ

(1)がプラス改定の場合、マクロ経済スライドが発動

(2)マクロ経済スライドによる調整 【▲0.3%】 30年度は発動なし(キャリーオーバー)

年金額改定 【0.0%】

年金額の改定(スライド)のルール



賃金変動率と物価変動率の推移

改定 年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
物価 変動率	0.0%	▲0.3%	0.3%	0.0%	1.4%	▲1.4%	▲0.7%	▲0.3%	0.0%	0.4%	2.7%	0.8%	▲0.1%	0.5%
賃金 変動率	0.3% ※	▲0.4% ※	0.0%	▲0.4%	0.9%	▲2.6%	▲2.2%	▲1.6%	▲0.6%	0.3%	2.3%	▲0.2%	▲1.1%	▲0.4%
年金額 改定率	0.0%	▲0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	▲0.4%	▲0.3%	0.0% (▲1.0%) ※	▲0.7%	0.9%	0.0%	▲0.1%	0.0%

※ 平成17年度、18年度の基礎年金の「実質手取り賃金変動率」は、16年改正法附則11条に基づき0.0%とされていることから、賃金改定率は17年度0.0%、18年度▲0.3%となる。

※ 物価改定率と賃金改定率を比較して高い方を網掛けにしている。

※ 平成25年度は、特例水準解消のため、10月に▲1.0%の改定が行われた。

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成28年法律第84号)の概要

年金受給資格期間を25年から10年に短縮することについて、平成29年度中から実施できるよう、年金機能強化法(※)を改正し、施行期日等を改める。

※公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年法律第62号)

概要

1. 年金受給資格期間短縮の施行期日の改正

老齢基礎年金等の受給資格期間短縮に係る施行期日を、**消費税10%引上げ時(※※)**から、**平成29年8月1日**に改める。

(同年9月分の年金から支給し、初回の支払いは同年10月となる)

2. その他所要の規定整備

※※社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

施行期日 公布の日(平成28年11月24日)

(参考)

「未来への投資を実現する経済対策」(平成28年8月2日)(抄)

I. 一億総活躍社会の実現の加速、(3) 社会全体の所得と消費の底上げ

②年金受給資格期間の短縮

無年金の問題は喫緊の課題であり、年金受給資格期間を25年から10年に短縮することについて、平成29年度中に確実に実施できるよう、所要の法案を提出する。

対象者数

約40万人(期間短縮により初めて老齢基礎年金の受給権を得る者)
上記の他、特別支給の老齢厚生年金対象者等を含めると、対象者は約64万人

所要額

約650億円(満年度ベース・平成30年度)
初年度(平成29年度)は約260億円(29年9月~30年1月の計5ヶ月分の支給)

年金の受給資格期間の短縮に伴う年金の裁定請求手続の状況

【対象者数の内訳】

請求書送付対象の方

約67.6万人

※保険料納付済等期間が10年以上25年未満の方
※昨年2月下旬から7月上旬にかけて送付済

約59.8万人

※障害・遺族年金を受給していない方

約7.8万人

※障害・遺族年金を受給している方

請求書送付対象外の方

約47.7万人

※保険料納付済等期間が10年未満の方
※昨年12月から本年6月にかけてお知らせを送付

約5.6万人

※手続きの結果、カラ期間を足して受給資格期間が25年以上となった方

約41.4万人

※受給資格期間が10年以上25年未満の方

約3.2万人

約9.5万人

※窓口にてカラ期間が確認され、受給資格期間が10年以上となった方

請求書送付対象の方約67.6万人のうち障害・遺族年金を受給していない方約59.8万人についてみると、今年1月末まで請求手続を終えた方の数は、**約47.0万人**。（約59.8万人に対し、**約78.6%**）

今年1月末までに請求手続を終えた方のうち、受給資格期間が10年以上25年未満の方の数は、**約54.1万人**。

なお、このうち、昨年10月から2月までに年金の支払いがされた方の数は、**約50.8万人**※。

※約50.8万人の内訳は、10月：約37.8万人、11月：約5.7万人、12月：約3.4万人、1月：約2.4万人、2月：約1.5万人
※基礎年金+厚生年金の平均額（月額） 27,787円、最高額（月額） 137,374円

今後の検討課題

平成28年年金改革法成立後の検討規定

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律(平成28年12月26日法律第114号)

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後速やかに、この法律の施行の状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十二号)第六条第二項各号に掲げる事項その他必要な事項(次項に定める事項を除く。)について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 (略)

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成25年12月13日法律第112号)

(公的年金制度)

第六条 (略)

2 政府は、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 一 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)及び厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の調整率に基づく年金の額の改定の仕組みの在り方
- 二 短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲の拡大
- 三 高齢期における職業生活の多様性に応じ、一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方
- 四 高所得者の年金給付の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年8月10日法律第62号)

(検討等)

第二条 (略)

2 政府は、短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について、平成三十一年九月三十日までに検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。

経済・財政再生計画 改革工程表

平成29年12月21日
経済財政諮問会議資料

		集中改革期間				2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
～2016年度 《主担当府省庁等》		2017年度	2018年度						
年金	《厚生労働省》	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	＜㊸社会保障改革プログラム法等に基づく年金関係の検討＞ ＜(i)マクロ経済スライドの在り方＞								
	マクロ経済スライドがその機能を発揮できるよう、その未調整分を翌年度以降の好況時に、合わせて調整する仕組みの導入や、賃金に合わせた年金額の改定により、現役世代の負担能力に応じた給付への見直しを行う法案を提出し、第192回臨時国会において成立した								
	＜(ii)短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲の拡大＞								
	中小企業の短時間労働者について、労使の合意に基づき、企業単位で被用者保険の適用拡大の途を開くことを可能とする法案を提出し、第192回臨時国会において成立した	年金機能強化法附則第2条の規定に基づき、短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について、2019年9月末までに関係審議会等において検討し、その結果に基づき、法案提出も含めた必要な措置を講ずる							
	＜(iii)高齢期における職業生活の多様性に応じた一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方＞								
	高齢期における職業生活の多様性に応じた一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方について、高齢者雇用の動向や年金財政に与える影響等を踏まえつつ、年金受給開始年齢、就労による保険料拠出期間や在職老齢年金の在り方、その弾力的な運用の在り方を含め、次期の財政検証(2019年)に向けて、速やかに関係審議会等において検討を行い、その結果に基づき、法案提出も含めた必要な措置を講ずる								
	＜(iv)高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し＞								
	高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方について、高所得者の老齢基礎年金の支給停止、被用者保険の適用拡大の推進、標準報酬の上下限の在り方の見直しなど年金制度内における再分配機能の強化に関し、年金税制や他の社会保険制度の議論を総合的に勘案し、次期の財政検証(2019年)に向けて、速やかに関係審議会等において検討を行い、その結果に基づき、法案提出も含めた必要な措置を講ずる								
	個人所得課税について、総合的かつ一体的に税負担構造を見直す観点から、今後、政府税制調査会において、論点を整理しつつ、議論								
	＜㊸(iv)の個人所得課税については財務省、その他は厚生労働省＞								

26

公的年金制度についての政府の検討方針

ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定） 抄

① 多様な人材力の発揮【具体的な施策】

社会保障制度については、年金機能強化法による2016年10月からの大企業における被用者保険の適用拡大に加え、中小企業にも適用拡大の途を開くための制度的な措置を講ずるとともに、施行状況、就労実態や企業への影響等を勘案して、更なる適用拡大に向けた検討を着実に進める。その際、就業調整を防ぎ、被用者保険の適用拡大を円滑に進める観点から、短時間労働者の賃金引き上げや本人の希望を踏まえて働く時間を延ばすことを通じて、人材確保を図る事業主を支援するキャリアアップ助成金が十分活用されるよう周知徹底するとともに、人手不足の状況などを注視し、必要に応じて充実・強化する。

⑦ 高齢者への多様な就労機会の確保【具体的な施策】

高齢期における多様な就業と引退への移行に弾力的に対応できるよう、在職老齢年金も含めた年金受給の在り方について、年金財政に与える影響にも留意しつつ、検討を進める。

働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定） 抄

（2）多様な女性活躍の推進

我が国には、ポテンシャルを就業調整を意識しなくて済む仕組みの構築は、税制だけで達成できるものではない。短時間労働者の被用者保険の適用拡大の円滑な実施を図るとともに、更なる適用拡大について必要な検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

骨太の方針2017（平成29年6月9日閣議決定） 抄

1. 働き方改革と人材投資を通じた生涯現役社会の実現

（4）女性の活躍推進

短時間労働者の被用者保険の更なる適用拡大について検討を行い、必要な措置を講ずる。

高齢社会対策大綱(抄)(平成30年2月16日閣議決定)

第2 分野別の基本的施策

1 就業・所得

(略) 現在の年金制度に基づく公的年金の支給開始年齢の引上げ等を踏まえ、希望者全員がその意欲と能力に応じて65歳まで働けるよう安定的な雇用の確保を図る。また、65歳を超えても、70代を通じ、またそもそも年齢を判断基準とせず、多くの者に高い就業継続意欲が見られる現況を踏まえ、年齢にかかわらず希望に応じて働き続けることができるよう雇用・就業環境の整備を図るとともに、社会保障制度についても、こうした意欲の高まりを踏まえた柔軟な制度となるよう必要に応じて見直しを図る。(略)

(2) 公的年金制度の安定的運営

イ 高齢期における職業生活の多様性に対応した年金制度の構築

年金の受給開始時期は、現在、60歳から70歳までの間で個人が自由に選べる仕組みとなっている。このうち65歳より後に受給を開始する繰下げ制度について、積極的に制度の周知に取り組むとともに、70歳以降の受給開始を選択可能とするなど、年金受給者にとってより柔軟で使いやすいものとなるよう制度の改善に向けた検討を行う。

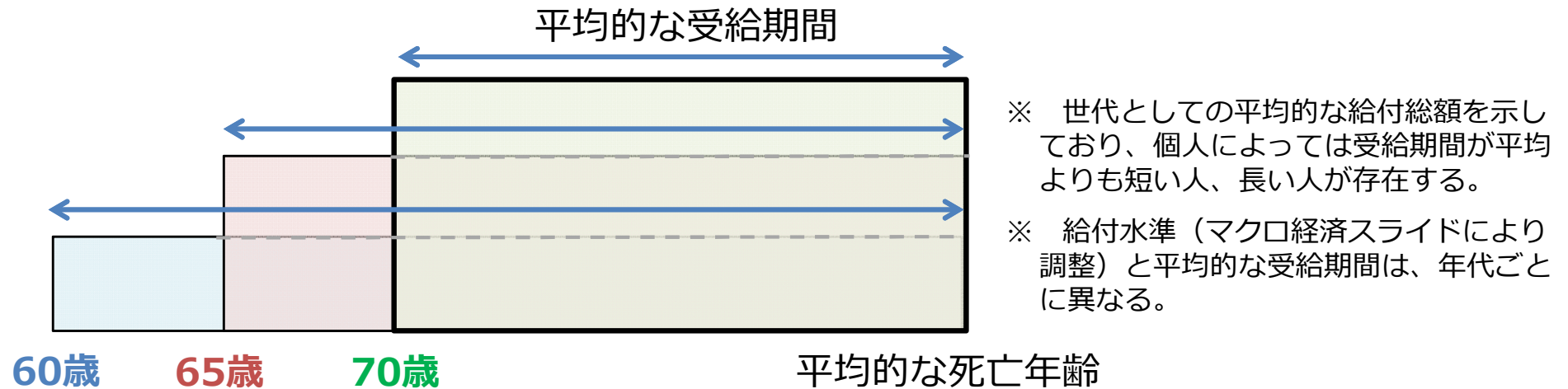
また、在職老齢年金については、高齢期における多様な就業と引退への移行に弾力的に対応する観点から、年金財政に与える影響も考慮しつつ、制度の在り方について検討を進める。

ウ 働き方に中立的な年金制度の構築

働きたい人が働きやすい環境を整えるとともに、短時間労働者に対する年金などの保障を厚くする観点から、短時間労働者の就労実態や企業への影響等を勘案しつつ、更なる被用者保険の適用拡大に向けた検討を着実に進める。

受給開始年齢について

- 現在の年金制度は、何歳から年金受給を始めるか、60歳から70歳の間で自由に選べる仕組み。
- 現在の年金制度は、65歳より早く受給を開始した場合には、年金月額が減額（最大30%減額）、65歳より後に受給を開始した場合には、年金月額が増額（最大42%増額）となる。



（参考）繰上げ・繰下げによる減額・増額率

請求時の年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
減額・増額率	△30%	△24%	△18%	△12%	△6%	－	8.4%	16.8%	25.2%	33.6%	42%

繰下げ受給権者数及び割合

老齢厚生年金

(年度末現在)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	人	人	人	人	人
老齢厚生年金受給権者数	19,239,269	20,645,609	21,986,841	23,126,224	24,081,359
繰下げ受給権者数	227,267	238,122	248,896	263,718	278,880
割合(%)	1.2	1.2	1.1	1.1	1.2

注. 老齢厚生年金受給権者数には、特別支給の老齢厚生年金の受給権者を含まない。

国民年金(老齢厚生年金の受給権を有しない者)

(年度末現在)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	人	人	人	人	人
老齢年金受給権者数	8,044,326	7,885,684	7,719,510	7,541,403	7,351,368
繰下げ受給権者数	101,825	102,165	102,271	103,052	104,166
割合(%)	1.3	1.3	1.3	1.4	1.4

(出典)厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金事業年報」

<補足>

○年度末時点の受給権者全体における、繰下げ支給の割合である。

○厚生年金の受給権者には、特別支給の老齢厚生年金の受給権者を含まない。

これは、特別支給の老齢厚生年金は繰下げできないためである。

○国民年金の受給権者は、基礎年金のみ及び旧法国民年金の受給権者である。

在職老齢年金制度について

- 就労し、一定以上の賃金を得ている60歳以上の厚生年金受給者を対象に、原則として、被保険者として保険料負担を求めるとともに、年金支給を停止する仕組み。（保険料負担分は、退職時に年金給付の増額として反映される）
- これは、
 - ・ 働いても不利にならないようにすべき
 - ・ 現役世代とのバランスから、一定以上の賃金を得ている者については、年金給付を一定程度我慢してもらい、年金制度の支え手に回ってもらうべき、という2つの要請のバランスの中で行われているもの。

対象者	概要	対象者数及び支給停止額	イメージ図 (※)年金額は10万円と仮定
60～65歳	・ 賃金＋年金（厚生年金の定額部分も含む）の合計額が28万円を上回る場合は、賃金2に対し、年金を1停止。 ・ 賃金が46万円を上回る場合は、賃金1に対し、年金を1停止。 ・ 厚生年金の支給開始年齢の段階的引上げが完了する2025年（女性は2030年）以降、対象はいなくなる。	約98万人 約7,000億円 （参考） 受給者総数 約540万人 （※）平成26年度末	賃金と年金月額合計額 28万円 10万円 0 18万円 賃金（ボーナス込み月収）
65歳以上	<65～70歳> ・ 賃金＋年金（基礎年金は対象外）の合計額が現役世代の平均月収相当（46万円）を上回る場合は、賃金2に対し、年金を1停止。 <70歳以上> ・ 65～70歳と同じ仕組みで、保険料負担はなし。	約28万人 約3,000億円 （参考） 受給者総数 約2,368万人	賃金と年金月額合計額 46万円 10万円 0 36万円 賃金（ボーナス込み月収）

* 「28万円」は、夫婦2人の標準的な年金額相当を報酬月額とする現役被保険者の平均月収（ボーナスを含む。）を基準として設定。

* 「46万円」は、現役男子被保険者の平均月収（ボーナスを含む。）を基準として設定。

現行の支給開始年齢引上げのスケジュール(老齢厚生年金)

○ 老齢厚生年金の支給開始年齢については、「定額部分」は、2001年度から2013年度までかけて60歳から65歳に既に引き上がっており、「報酬比例部分」は、2013年度から2025年度までかけて段階的に65歳に引き上げられることとなっている(女性の引上げスケジュールは5年遅れ)。

現在の女性の支給開始年齢

報酬比例部分 ⇒ 60歳
定額部分 ⇒ 64歳

現在の男性の支給開始年齢

報酬比例部分 ⇒ 62歳
(65歳から老齢基礎年金を支給)



※ 高齢者雇用確保措置については、2013年4月以降、定年後の雇用の希望者全員が継続雇用制度の対象となることとなった。(厚生年金(報酬比例部分)の受給開始年齢に到達した以降の者を対象に基準を利用できる経過措置あり。)

年金生活者支援給付金の概要

年金生活者支援給付金は、年金を含めても所得が低く、経済的な援助を必要としている者（前年の所得額が老齢基礎年金満額以下の者など）に対し、年金に上乗せして支給するものである。

【年最大6万円（月最大5,000円）・対象者数 約800万人】

高齢者への給付金（老齢年金生活者支援給付金）

【支給要件】

- ① 65歳以上の老齢基礎年金の受給者であること
- ② 前年の年金額とその他の所得（給与所得や利子所得など）との合計額が、老齢基礎年金満額（約78万円※¹）以下であること
- ③ 同一世帯の全員が市町村民税非課税であること

【保険料納付済期間に基づく給付額】

給付額（月額） = 5,000円※² × 保険料納付済期間（月数） / 480月

（例）

保険料納付済期間	480月（40年）	240月（20年）	120月（10年）
給付金額（月額）	5,000円	2,500円	1,250円

【対象者数】 約500万人

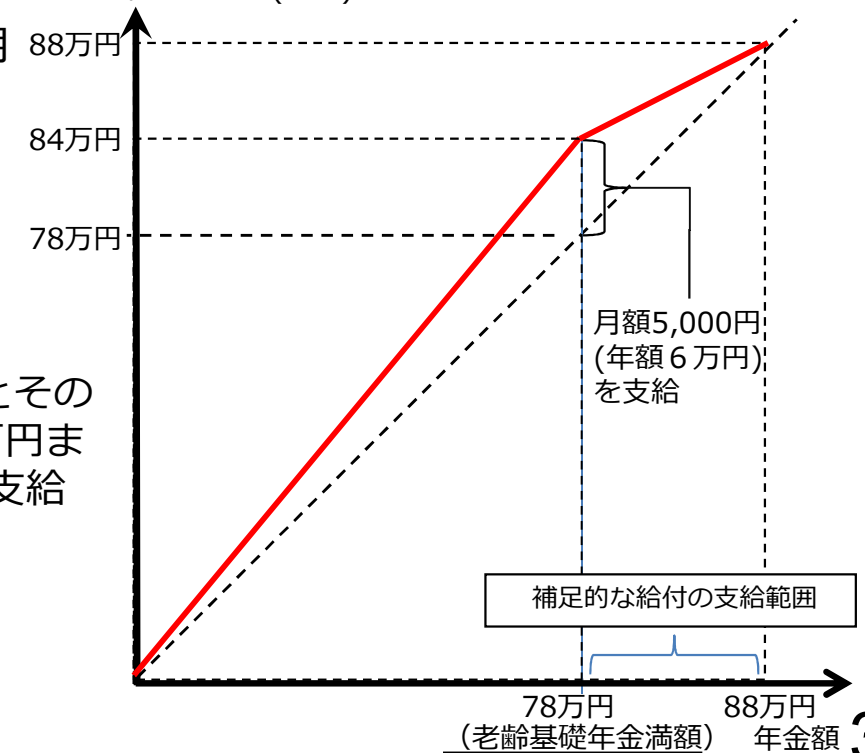
（補足）上記の支給要件②を満たさない者であっても、前年の年金額とその他の所得との合計額が約88万円※¹までの者に対しては、約78万円までの者と所得総額が逆転しないよう、一定の補足的な給付※¹が支給される。（補足的な老齢年金生活者支援給付金）（対象者数：約100万人）

※¹ 具体的な額は政令で定める予定

※² 毎年物価スライドにより改定

<年金だけで生活している者の例>

給付金上乗せ後の額（年額）



【保険料免除期間に基づく給付額】

保険料免除期間を有する者については、保険料納付済期間に基づく給付額に加えて、保険料免除期間に基づく給付額を合算した額が支給される。

給付額（月額） = 約10,800円※ × 保険料免除期間（月数） / 480月

※ 老齢基礎年金満額の1/6。保険料1/4免除期間は、約5,400円（老齢基礎年金満額の1/12）。

（例）

保険料納付済期間	保険料全額免除期間	老齢基礎年金額（月額）	給付金額（月額）	老齢基礎年金額 + 給付金額（月額）
480月	0月	65,000円	5,000円	70,000円
360月	120月	56,875円	6,450円	63,325円
240月	240月	48,750円	7,900円	56,650円

障害者や遺族への給付金（障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金）

【支給要件】 ① 障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者であること

② 前年の所得※¹が、462万1,000円以下※²であること

※¹ 障害年金と遺族年金は非課税であるため、給付金の判定に用いる所得には含まれない

※² 具体的な額は、扶養親族等の数に応じて、20歳前障害基礎年金の支給停止に係る所得基準額を参考に政令で定める予定

【給付額】 障害等級2級の者及び遺族である者 …5,000円※³（月額）

障害等級1級の者 …6,250円※³（月額）

※³ 毎年物価スライドにより改定

【対象者数】 約190万人

その他

・施行日…平成31年10月1日（消費税率の10%への引上げの日）

※ 初回の支払は平成31年12月を予定。

・手続 …本人の認定請求により受給権発生。日本年金機構が支払事務を実施。年金と同様に2か月毎に支給。

・費用 …全額国庫負担。

・その他…各給付金は非課税。